

伊 勢 市 公 報

第 313 号
平成 30 年 11 月 20 日
火 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 伊勢市景観計画の変更について	2
○ 倉敷市真備町における地方税に関する申告期限等の指定について	3
○ 指定居宅介護支援事業の廃止について	4
○ 市道の路線の廃止について	5
○ 市道の路線の認定について	6
○ 道路の区域の決定について	9
○ 道路の供用開始について	11
○ 道路の区域変更について	14
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	15
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 定時登録日の変更について	16
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	17
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	18
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	19
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	20
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	21
○ 伊勢市景観計画の変更について	22
○ 公示送達	23
○ 公売公告兼見積価額公告の取消しについて	24
○ 伊勢都市計画道路の変更に係る案の縦覧について	25

伊勢市告示第 128 号

伊勢市景観計画を変更しましたので、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 30 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 景観計画の名称
伊勢市景観計画
- 2 効力の発生する日
平成30年10月 1 日

伊勢市告示第 129 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 30 年伊勢市告示第 110 号において別途告示で定めるとされている期日のうち、倉敷市真備町に住所又は主たる事業所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が平成 30 年 7 月 5 日から平成 30 年 12 月 24 日までの間に到来するものについて、平成 30 年 12 月 25 日とします。

平成 30 年 11 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 130 号

指定居宅介護支援事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

平成 30 年 11 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
株式会社 M-opsol
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名 称 居宅介護支援事業所きらくえん
所在地 伊勢市小俣町宮前 514 番地
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
平成 30 年 10 月 29 日（事業所廃止年月日：平成 30 年 10 月 26 日）
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

伊勢市告示第 131 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
荘 48 号線	二見町荘字鍬崎 106 番 2 地先		
	二見町荘字鍬崎 103 番 8 地先		

伊勢市告示第 132 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
荘 48 号線	二見町荘字鋤崎 106 番 2 地先		
	二見町荘字出口前 754 番 1 地先		
荘 30-24 号線	二見町荘字鋤崎 101 番 2 地先		
	二見町荘字鋤崎 96 番 16 地先		
高向 30-25 号線	御菌町高向字高野 304 番 3 地先		
	御菌町高向字高野 304 番 7 地先		
新村 30-26 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 23 地先		
	小俣町新村字一ノ岡 558 番 204 地先		
新村 30-27 号線	小俣町新村 322 番 2 地先		
	小俣町新村 322 番 11 地先		
相合 30-28 号線	小俣町相合 879 番 2 地先		
	小俣町相合 875 番 1 地先		

相合 30-29 号線	小俣町相合 1253 番 2 地先		
	小俣町相合 1253 番 5 地先		
相合 30-30 号線	小俣町相合 1151 番 2 地先		
	小俣町相合 1157 番地先		
元町 30-31 号線	小俣町元町 212 番 2 地先		
	小俣町元町 211 番地先		
湯田 30-32 号線	小俣町湯田 190 番 2 地先		
	小俣町湯田 168 番 3 地先		
小俣本町 30-33 号線	小俣町本町 341 番 58 地先		
	小俣町本町 341 番 58 地先		
小俣本町 30-34 号線	小俣町本町 341 番 258 地先		
	小俣町本町 341 番 258 地先		
小俣本町 30-35 号線	小俣町本町 341 番 258 地先		
	小俣町本町 3462 番地先		
小俣本町 30-36 号線	小俣町本町 3489 番地先		
	小俣町本町 341 番 258 地先		
神久 4 丁目 30-37 号線	神久 4 丁目 502 番 15 地先		
	神久 4 丁目 502 番 11 地先		
小木 30-38 号線	小木町字里中 214 番 2 地先		
	小木町字里中 213 番 11 地先		
神田久志本 30-39 号線	神田久志本町字神田前 834 番 1 地先		
	神田久志本町字神田前 834 番 8 地先		
竹ヶ鼻 30-40 号線	竹ヶ鼻町字船倉 236 番 10 地先		
	竹ヶ鼻町字船倉 236 番 9 地先		

下野 30-41 号線	下野町字江川田 189 番 1 地先		
	下野町字江川田 189 番 1 地先		
下野 30-42 号線	下野町字江川田 245 番 3 地先		
	下野町字江川田 245 番 5 地先		
神社港 30-43 号線	神社港字辻名 454 番 6 地先		
	神社港字辻名 457 番 3 地先		
田尻 30-44 号線	田尻町字美濃野 43 番 2 地先		
	田尻町字美濃野 42 番 4 地先		
田尻 30-45 号線	田尻町字美濃野 42 番 1 地先		
	田尻町字美濃野 42 番 7 地先		
田尻 30-46 号線	田尻町字前新田 148 番 6 地先		
	田尻町字前新田 148 番 8 地先		
田尻 30-47 号線	田尻町 1640 番 1 地先		
	田尻町字稲場 74 番 4 地先		
上地 30-48 号線	上地町字下起 2574 番 5 地先		
	上地町字下起 2574 番 9 地先		
楠部 30-49 号線	楠部町字日所稼 510 番 91 地先		
	楠部町字日所稼 510 番 2 地先		
中村 30-50 号線	中村町字桶子 325 番 302 地先		
	中村町字桶子 325 番 348 地先		

伊勢市告示第 133 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	荘 48 号線	6.0～15.0	158
市 道	荘 30-24 号線	6.0	78
市 道	高向 30-25 号線	6.0～13.0	71
市 道	新村 30-26 号線	6.0～13.0	53
市 道	新村 30-27 号線	6.0～13.0	79
市 道	相合 30-28 号線	6.0～13.0	49
市 道	相合 30-29 号線	6.0～13.0	18
市 道	相合 30-30 号線	6.0～13.0	60
市 道	元町 30-31 号線	6.0～9.5	89

市道	湯田 30-32 号線	6.0~14.0	41
市道	小俣本町 30-33 号線	6.0~13.0	190
市道	小俣本町 30-34 号線	6.0~13.0	126
市道	小俣本町 30-35 号線	6.0~13.0	68
市道	小俣本町 30-36 号線	6.0~13.0	80
市道	神久 4 丁目 30-37 号線	6.0~12.0	70
市道	小木 30-38 号線	6.0~12.0	50
市道	神田久志本 30-39 号線	5.0~11.5	97
市道	竹ヶ鼻 30-40 号線	6.0~13.0	36
市道	下野 30-41 号線	6.0~10.0	43
市道	下野 30-42 号線	6.0~14.5	44
市道	神社港 30-43 号線	6.0~13.0	41
市道	田尻 30-44 号線	6.0~8.5	53
市道	田尻 30-45 号線	6.0~13.0	40
市道	田尻 30-46 号線	6.2~9.5	36
市道	田尻 30-47 号線	6.0~13.0	85
市道	上地 30-48 号線	6.0~13.0	30
市道	楠部 30-49 号線	6.0~13.0	82
市道	中村 30-50 号線	6.0~12.0	87

伊勢市告示第 134 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
荘 48 号線	二見町荘字鋤崎 106 番 2 地先 二見町荘字出口前 754 番 1 地先	平成 30 年 11 月 9 日
荘 30-24 号線	二見町荘字鋤崎 101 番 2 地先 二見町荘字鋤崎 96 番 16 地先	平成 30 年 11 月 9 日
高向 30-25 号線	御菌町高向字高野 304 番 3 地先 御菌町高向字高野 304 番 7 地先	平成 30 年 11 月 9 日
新村 30-26 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 23 地先 小俣町新村字一ノ岡 558 番 204 地先	平成 30 年 11 月 9 日
新村 30-27 号線	小俣町新村 322 番 2 地先 小俣町新村 322 番 11 地先	平成 30 年 11 月 9 日
相合 30-28 号線	小俣町相合 879 番 2 地先 小俣町相合 875 番 1 地先	平成 30 年 11 月 9 日
相合 30-29 号線	小俣町相合 1253 番 2 地先 小俣町相合 1253 番 5 地先	平成 30 年 11 月 9 日

相合 30-30 号線	小俣町相合 1151 番 2 地先 小俣町相合 1157 番地先	平成 30 年 11 月 9 日
元町 30-31 号線	小俣町元町 212 番 2 地先 小俣町元町 211 番地先	平成 30 年 11 月 9 日
湯田 30-32 号線	小俣町湯田 190 番 2 地先 小俣町湯田 168 番 3 地先	平成 30 年 11 月 9 日
小俣本町 30-33 号線	小俣町本町 341 番 58 地先 小俣町本町 341 番 58 地先	平成 30 年 11 月 9 日
小俣本町 30-34 号線	小俣町本町 341 番 258 地先 小俣町本町 341 番 258 地先	平成 30 年 11 月 9 日
小俣本町 30-35 号線	小俣町本町 341 番 258 地先 小俣町本町 3462 番地先	平成 30 年 11 月 9 日
小俣本町 30-36 号線	小俣町本町 3489 番地先 小俣町本町 341 番 258 地先	平成 30 年 11 月 9 日
神久 4 丁目 30-37 号線	神久 4 丁目 502 番 15 地先 神久 4 丁目 502 番 11 地先	平成 30 年 11 月 9 日
小木 30-38 号線	小木町字里中 214 番 2 地先 小木町字里中 213 番 11 地先	平成 30 年 11 月 9 日
神田久志本 30-39 号線	神田久志本町字神田前 834 番 1 地先 神田久志本町字神田前 834 番 8 地先	平成 30 年 11 月 9 日
竹ヶ鼻 30-40 号線	竹ヶ鼻町字船倉 236 番 10 地先 竹ヶ鼻町字船倉 236 番 9 地先	平成 30 年 11 月 9 日
下野 30-41 号線	下野町字江川田 189 番 1 地先 下野町字江川田 189 番 1 地先	平成 30 年 11 月 9 日
下野 30-42 号線	下野町字江川田 245 番 3 地先 下野町字江川田 245 番 5 地先	平成 30 年 11 月 9 日
神社港 30-43 号線	神社港字辻名 454 番 6 地先 神社港字辻名 457 番 3 地先	平成 30 年 11 月 9 日
田尻 30-44 号線	田尻町字美濃野 43 番 2 地先 田尻町字美濃野 42 番 4 地先	平成 30 年 11 月 9 日

田尻 30-45 号線	田尻町字美濃野 42 番 1 地先 田尻町字美濃野 42 番 7 地先	平成 30 年 11 月 9 日
田尻 30-46 号線	田尻町字前新田 148 番 6 地先 田尻町字前新田 148 番 8 地先	平成 30 年 11 月 9 日
田尻 30-47 号線	田尻町 1640 番 1 地先 田尻町字稲場 74 番 4 地先	平成 30 年 11 月 9 日
上地 30-48 号線	上地町字下起 2574 番 5 地先 上地町字下起 2574 番 9 地先	平成 30 年 11 月 9 日
楠部 30-49 号線	楠部町字日所稼 510 番 91 地先 楠部町字日所稼 510 番 2 地先	平成 30 年 11 月 9 日
中村 30-50 号線	中村町字桶子 325 番 302 地先 中村町字桶子 325 番 348 地先	平成 30 年 11 月 9 日

伊勢市告示第 135 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	久世戸松尾線	楠部町字袴越シ 125 番 6 地先 から	旧	3.4	36.4
		楠部町字袴越シ 125 番 3 地先 まで	新	6.6	36.4

伊勢市教育委員会告示第 15 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 30 年 11 月 8 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成 30 年 11 月 14 日（水）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 45 号 平成 30 年度教育関係補正予算（第 4 号）について
 - 議案第 46 号 伊勢市教育研究所条例の一部改正について
 - 議案第 47 号 伊勢市立図書館の指定管理者の指定について
 - 議案第 48 号 伊勢市生涯学習センターの指定管理者の指定について
 - 議案第 49 号 伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の指定について
 - 議案第 50 号 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者の指定について
 - 議案第 51 号 伊勢河崎商人館の指定管理者の指定について
 - 議案第 52 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

伊勢市選挙管理委員会告示第 48 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、同法第 22 条第 1 項本文に規定する選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更します。

平成 30 年 11 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 登録日 平成 30 年 12 月 3 日

伊勢市農業委員会告示第 12 号

伊勢市農業委員会第 155 回総会を次のとおり招集します。

平成 30 年 11 月 7 日

伊勢市農業委員会

会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成 30 年 11 月 13 日 (火) 午後 1 時 30 分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2 - 4 会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第 24 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 30 年 11 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
411	暮谷工業 株式会社	松阪市駅部田町 2024 番地 1	平成 30 年 11 月 8 日

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 30 年 11 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
375	暮谷工業 株式会社	松 阪 市 駅 部 田 町 2024 番地 1	平成 30 年 11 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 30 年 11 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 30 年 12 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
中島 2 丁目及び小俣町宮前の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 89 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 30 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 90 号

伊勢市景観計画を変更しましたので、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、次のとおり当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 景観計画の名称

伊勢市景観計画

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市公告第 91 号

公 示 送 達

下記の者の平成 30 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 11 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 92 号

公売公告兼見積価額公告（平成 30 年伊勢市公告第 69 号）を取り消します。

平成 30 年 11 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市公告第93号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成30年11月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画道路の変更（伊勢市決定）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課
二見総合支所生活福祉課
小俣総合支所生活福祉課
御園総合支所生活福祉課
伊勢市立伊勢図書館
伊勢市立小俣図書館
- 4 縦覧期間
自 平成30年11月15日（木）
至 平成30年11月29日（木）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591